

# 議 事 録

(会議名：地域連携推進会議)

日 時	令和8年 2月 19日(木) 10:00 ~ 11:00	場所	談話室
出席者	虹の家施設長、虹の家ご利用者1名、虹の家保護者会役員1名 相模原市南高齢・障害者相談課1名、相模原市社会福祉協議会1名 障害者支援事業所理事長、大下自治会役員1名、虹の家支援課係長1名 虹の家支援課主任1名、虹の家 相談員2名		
議 題	1：出席者紹介 2：相模福祉村虹の家の下半期の報告 3：意思決定支援の取り組みについて 4：質疑応答 5：施設見学		

## 【施設長より挨拶】

地域の方に対して日頃からのご理解とご協力、併せて本日お忙しい中での来園に感謝をお伝えする。  
地域連携推進会議を開催するにあたっての趣旨・目的について説明させて頂き挨拶とした。

## 【出席者紹介】出席者の方一人ひとり自己紹介した後、ご挨拶を頂く。

虹の家施設長、虹の家ご利用者、虹の家保護者会 役員1名、相模原市南高齢・障害者相談課1名  
大下自治会役員1名、障害者支援事業所理事長、相模原市社会福祉協議会1名  
虹の家 支援課係長1名、虹の家 支援課主任1名、虹の家 相談員2名

## 【虹の家の下半期の報告】

虹の家の下半期の取り組み状況について詳しく説明する（別紙①参照）  
報告後、1年間の行事等のご様子をプロジェクターにて視聴いただく。



# 議 事 録

(会議名：地域連携推進会議)

議 題	1：出席者紹介 2：相模福祉村虹の家の下半期の報告 3：意思決定支援の取り組みについて 4：質疑応答 5：施設見学
-----	--

## 【意思決定支援の取り組みについて】

意思決定支援の取り組み状況について報告する（別紙②参照）



## 【質疑応答】

大下自治会役員より

○火・木曜日に大下地区の清掃を実施頂きありがとうございます。朝早く来られる方はボランティアですか？それとも勤務時間で当番制ですか？⇒有志でのボランティアです

○夏祭りの花火自宅から観させて頂いています。その他の花火について、上がる時があるのですが虹の家のホームページにもお知らせが無く・・・

⇒虹の家での花火は夏祭りのみですので、それ以外についてはギオンスタジアムの花火でしょうか。サッカーの試合の際に花火をあげておられるようです。

## 【施設見学】

虹の家、施設内を見学。権利擁護の観点からみて頂く

女性棟内 ⇒ 居室 ⇒ 学習室 ⇒ 玄関の順路にて見学いただく

虹の家 令和7年度第2回地域連携推進会議

【施設の概要について】

(虹の家)

施設入所支援、生活介護・・・定員 60 名（男女各 30 名）

短期入所、日中短期入所・・・定員各一日 10 名

(通所)

日中サービス虹の星（生活介護）・・・定員 30 名

ケアセンターやすらぎ（生活介護）・・・定員 30 名

(相談支援)

虹の家相談室・・・188 名

⇒施設入所者：57 名 通所者：45 名

一般の方：71 名 障害児支援：15 名（男児 12 名、女児 3 名）

(施設入所待機者)

男性：40 名程 女性：20 名程

【虹の家のサービスにおける相談内容】

相模原市内在住の方を始め、座間市や大和市の近隣市外・横浜市・川崎市の障害福祉課ケースワーカーや相談員等の支援者より、施設入所や短期入所の利用に関して問い合わせが増えてきている。

【虹の家の下半期の活動】

○施設での季節イベント：ハロウィン、保護者会共催のバーベキュー会、クリスマス会  
新成人を祝う会・新年会、節分

○その他：江ノ島水族館への外出、電車に乗って海老名のららぽーとへ外出  
調理実習（ホットケーキ、ベビーカステラ、  
サークル活動（写真撮影会、リトミック）、コーラスサークル、  
畑の手入れ（除草、野菜の収穫）  
⇒ご利用者の方に意向を伺いながら実施しました。

○食事においては、虹の家で収穫した野菜を使用しご利用者の方へ提供しています。  
大人様ランチや虹カレーなど様々なメニューも提供しご利用者にも好評です。  
⇒ご利用者一人ひとりの食事状況に合わせた食事形態を展開し、食事を提供しています。

## 【職員研修】

### ○施設内での研修：

医務研修・・・血液検査の基準と異常値 ～どんな疾患に繋がるか～  
救急救命 ・ 訪問歯科医による口腔ケア

防犯研修・・・相模原市交通安全教室 防犯講習会の方を講師に招き実施

### ○施設外の研修

- 1) 法人内で企画して頂いている、組織人スタンス研修
- 2) 人材育成・自己成長やご利用者の支援に繋がるような様々な研修に参加
- 3) 神奈川県障害福祉職員実践報告会 障がい者支援部会実践報告会に参加  
⇒「未来志向の組織を目指して」と題し、1) IT化2) 人材育成3) 地域貢献について発表

## 【地域との交流】

- ・アートクラフト市、麻溝ふるさとまつりへの参加  
⇒ご利用者が制作された自主製品を地域のおまつりで販売。また、ふるさとまつりでは、たい焼きも販売し、おまつり当日はご利用者の方にも参加をして頂いています。
- ・大下自治会主催の「どんど焼き」への参加
- ・麻溝地区買い物支援の継続（一ヶ月に二回）
- ・谷戸地区の方と、道保川清掃活動（有志の職員のみ）
- ・麻溝公園、大下地区周辺の清掃活動（ご利用者と共に）
- ・防犯 交通パトロール  
⇒毎週月、水、金曜日の朝、麻溝小学校登校時のパトロールを実施しています。

## 【災害・感染症対策】

- ・定期的な防災訓練、地震訓練、感染発生時訓練を行っている。災害時については職員が対策事務局班、支援班、救護・医療支援班に職員が分かれ業務にあたる卓上訓練にて感染時のゾーニングの仕方、地震後のライフラインが止まった時を想定し話し合う
- ・備蓄倉庫の管理、無線機の訓練

## 【権利擁護】

- ・日々、新聞記事にある虐待、事故の周知や身体拘束・虐待防止委員にて定期的に話し合いを持っている
- ・みんなの会にてご利用者が主の会を開き、行いたいイベントや話し合いたいことを出して頂き希望に沿ったイベント、対応の実施に繋げる
- ・事故について今年度は特定の方の所在不明、食事提供時の異物混入、バランスを崩しての転倒が多かった
- ・第三者評価も実施しており直近では2024年2月20日に実施している。法人のホームページにも記載されている

別紙②

意思決定支援の指針

基本方針

当法人の運営する障害福祉事業における利用者の、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みの構築を行い、福祉サービス及び医療を提供する。

1、目的

本人の意思を確認し、その人が「大事にしてきたこと、大切にしたいこと」、希望する生活を可能な限り支えるため、生きる力を引き出し、最期まで本人らしい人生を支えることを目的とします。

2、意思決定支援の範囲

- ①日常生活における場面
- ②社会生活における場面
- ③医療提供に関する場面
- ④終末期における場面

3、意思決定に求められる理念

- ①利用者（本人と家族等）主体のチームアプローチを推進します。
- ②利用者（本人と家族等）のこれまでの生き方を踏まえ、これからの生き方を支えます。

4、意思決定の留意点

出来るだけ慣れ親しんだ人や環境に配慮して意思決定支援を行います。合意内容は、その背景や理由に加え、人生観や価値観（大事にしてきたこと、大切にしたいこと）に関する情報を含めて、記録します。

（1）意思決定支援の前提

日常の中でコミュニケーションを図り、意思決定の前提となる様々な情報を収集します。

（2）意思決定支援に際して

- ①意思形成のために必要かつ十分な情報提供を行い、本人の大事にしてきたこと、大切と思うことを理解したうえで、本人の決定を優先する。
- ②本人のこれまでの人生に敬意を払い、相互の信頼を得るための努力を怠りません。
- ③本人が考えたくない、話したくないということも含めて、本人の意思を尊重します。
- ④暮らしのニーズの変化をアセスメントし、継続的な意思決定を行います。

## 5、本人の意思決定支援をした上での本人の意思確認

本人の意思決定能力は個々により違いがあります。私たちが支援することで、その能力を高めることが可能な場合もあります。意思決定能力に疑いがあっても、私たちがまず可能な意思決定支援をします。

### (A) 本人の意思の確認ができる場合

- ①専門的な検討を踏まえ、説明と同意（インフォームドコンセント）に基づくご利用者の意思決定を基本とし、専門職種で構成されるチームとして意思決定支援を行います。
- ②支援方針の決定に際し、ご利用者と意思決定支援チームが十分な話し合いを行い、ご利用者が意思決定する。
- ③時間の経過、ご利用者の意思が変化するものであることに留意して、その都度説明して本人の意思の再確認を行います。
- ④このプロセスは、ご利用者の意向を汲み、家族等にも情報共有します。

### (B) 本人の意思の確認ができない場合

- ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の支援方針をとることを基本とします。
- ②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の支援方針をとることを基本とします。

## 6、意思決定支援の枠組み

- (1) 各施設、事業ごとに意思決定支援責任者を配置します。  
意思決定支援責任者 長澤太介（サービス管理責任者）を選任します。
- (2) 意思決定支援会議を実施します。個別支援会議及びカンファレンスがそれを兼ねます。
- (3) 意思決定支援計画を作成し、サービスを提供します。意思決定支援計画は、個別支援計画に反映します。
- (4) モニタリングと評価します。
- (5) 医療及び終末期においては、将来の変化について本人及び家族説明を実施し、それを記録に記載します。

## 7、職員研修

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取り組みを促進させるため、年に1回の職員研修を実施します。

## 8、まとめ

意思決定支援においては、正解はなく、各人の多様な意思を尊重しながら支援していくことに留意

しなければなりません。支援者の価値観を押し付けることはせず、本人の意思を尊重しながら、合意形成を図ります。